

令和7年6月20日

議 事 録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については○で消しています。

福島県耶麻郡北塩原村農業委員会

令和7年度北塩原村農業委員会総会6月定例会 議事録

1. 開催日時

令和7年6月20日（金）午後1時30分～2時10分

2. 開催場所

北塩原村役場集会室1・2

3. 出席委員

	議 席	氏 名	出 欠
会長	7	星 源 嗣	出
会長職務代理者	6	岩 田 多 吉	出
農業委員	1	五十嵐 大	出
〃	2	小 椋 隆 子	出
〃	3	中 川 博 之	欠
〃	4	二 瓶 睦 夫	欠
〃	5	蓮 沼 喜久雄	出
農地利用最適化推進委員	—	武 藤 吉 博	欠
〃	—	武 藤 正	欠
〃	—	五十嵐 忠之	欠
〃	—	高 畑 忠 弘	出
〃	—	佐 藤 周	出
〃	—	佐 藤 照 明	欠

※ 出席委員 農業委員5名 在任委員7名の過半数に達したので、本会は成立した。

※ 推進委員全員を招集し、2名が出席した。

4. 欠席委員

農業委員 中川博之委員、二瓶睦夫委員

推進委員 武藤吉博委員、武藤正委員、五十嵐忠之委員、佐藤照明委員

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の選任
- 第2 会期の決定
- 第3 業務報告及び今後の予定
- 第4 提出議案
 - ・議案第1号
 - 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第5 その他
 - ・令和8年度農林関係税制改正への要望について
 - ・令和8年度農業施策に関する意見について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 遠藤久彦
事務局係長 遠藤和広
事務局副主査 竹田祐菜

7. 会議の内容

■局長

ただいまより、令和7年度北塩原村農業委員会定例総会6月定例会を開会いたします。
会長よりご挨拶をお願いいたします。

■会長

(挨拶)

■局長

会長ありがとうございました。総会の議長は、北塩原村農業委員会会議規則第4条によりまして会長が行う事になっておりますので、会長をお願いいたします。

■議長

暫時議長を務めさせていただきます。本日の会議の案件はお手元に配布のとおりでございます。会議に先立ち本日の出席委員の確認を行います。

ただいまの出席委員は農業委員7名中5名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

なお、3番、中川博之委員、4番、二瓶睦夫委員より欠席する旨の届出がありました。

また、今月は、農地利用最適化推進委員6名中2名にも出席いただいております。

なお、推進委員 武藤吉博委員、武藤正委員、五十嵐忠之委員、佐藤照明委員からは欠席する旨の届出がありました。

■議長

それでは、北塩原村農業委員会会議規則第13条の規定による議事録署名委員の指名でございますが、本職より指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

■委員

(異議なしの声)

■議長

ご異議なしと認め、1番、五十嵐大委員、5番、蓮沼喜久雄委員、の両名を指名いたします。

■議長

お諮りいたします。会期について本日1日とすることにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしの声)

■議長

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決しました。

■議長

それでは、業務報告及び今後の業務予定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

(事務局報告・説明)

■議長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

以上で業務報告及び今後の業務予定について終了します。

■議長

それでは、議事に入ります。

議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

審議の前にお知らせいたします。番号1番については農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限にあたるので、佐藤周委員は一時退席となります。

(佐藤委員 退席)

■議長

それでは、議案第1号、番号1番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

議案第1号、番号1番、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明いたします。

1. 申請当事者の氏名等について、設定人は〇〇〇〇さん、77歳、早稲沢地区の方。被設定人は、佐藤周委員です。

2. 申請する農地の所在地及び面積は、桧原字〇〇の農地、1筆、2,629㎡でございます。

3. 権利を設定しようとする事由について、設定人は高齢等による経営縮小、被設定人は経営規模の拡大でございます。

4. 権利を設定しようとする契約の内容について、権利の種類は、賃借権設定。権利の設定時期は、令和7年7月1日から令和12年6月30日。権利の存続期間は5年間。賃借料の額は27,000円、10aあたりにすると10,000円です。

5. 権利を設定しようとする者の耕作及び所有地の状況等につきましては、記載のとおりでございます。なお、申請地位置図、申請箇所図につきましては、資料4・5ページをご確認願います。

地元農業委員の意見としまして、2番、小椋隆子委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。

上記のとおり提出いたします。令和7年6月20日提出、北塩原村農業委員長星源嗣。

以上で議案第1号、番号1番について、朗読と説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。

ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、2番、小椋隆子委員より報告をお願いします。

■2番 小椋 隆子委員
許可相当と認めます。

■議長
それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員
(な し)

■議長
ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。
議案第1号、番号1番の許可申請について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

■委員
(な し)

■議長
ご異議なしと認めます。
議案第1号、番号1番、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

■議長
審議が終了いたしましたので、佐藤周委員の復席を許可します。

(佐藤委員 復席)

■議長
佐藤周委員に申し上げます。番号1番の農地法第3条第1項の規定による許可申請について決定しましたので、お知らせします。

■議長
以上で、本日の報告事項並びに協議事項はすべて終了いたしましたので、これで議長の座を終わらせていただきます。
ご協力ありがとうございました。

■局長

ありがとうございました。それでは、その他に移らせていただきます。
事務局から連絡があります。事務局お願いします。

■事務局

(令和8年度農林関係税制改正への要望について説明)
(令和8年度農業施策に関する意見について説明)
(地域計画の変更に係る手順等について説明)

■局長

この件について、皆様からご質問等ございますか。

■委員

(な し)

■局長

以上をもちまして、北塩原村農業委員会定例総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

令和 7年 6月20日

北塩原村農業委員議長（会長） 星 源嗣 ⑩

議事録署名委員 1番 五十嵐 大 ⑩

議事録署名委員 4番 蓮沼 喜久雄 ⑩